

施設基準に該当する手術について

医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の施設基準において対象手術、手術件数は次のとおりです。

区分1	ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ. 黄斑下手術等	0
	ウ. 鼓室形成手術等	0
	エ. 肺悪性腫瘍手術等	0
	オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
区分2	ア. 靭帯断裂形成手術等	0
	イ. 水頭症手術等	0
	ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ. 尿道形成手術等	0
	オ. 角膜移植術	0
	カ. 肝切除術等	0
	キ. 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア. 上顎骨形成術等	0
	イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ. バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）等（両葉）	0
	エ. 母指化手術等	0
	オ. 内反足手術等	0
	カ. 食道切除再建術等	0
	キ. 同種死体腎移植術等	0
区分4	胸腔鏡下、腹腔鏡下手術等	9 2
その他	ア. 人工関節置換術	1
	イ. 乳児外科施設基準対象手術（1歳未満）	0
	ウ. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	エ. 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	0
	オ. 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

症例数は2023年1月～12月の1年間の実施件数です。